

公益財団法人 日本腎臓財団

寄付金取扱い規程

(目的)

第1条 この規程は、本財団が受入れる寄付金に関し、その適正な取扱いを図るために必要な事項を定めることを目的として制定する。

(定義)

第2条 本財団が受入れる寄付金は、次の各号に区分する。

- (1)「一般寄付金」とは、本財団が広く一般社会に、寄付募集活動を行うことにより、寄付募集に応募した個人または団体から用途を指定せず、または寄付金の管理運用方法について条件を付されずに受領する金銭をいう。
- (2)「募金寄付金」とは、本財団が学会、学術会議、研究機関等の事業または研究に対して交付する助成金に充てるために広く一般社会に、一定期間寄付募集活動を行うことにより受領する金銭をいう。
- (3)「指定寄付金」とは、寄付募集に応募した個人または団体（以下「寄付者」という）から用途を指定し、または寄付金の管理運用方法について条件（以下「指定条件」という）を付されて受領する、もしくは本財団から用途を指定し、指定条件を付して一定期間寄付募集活動を行うことにより受領する金銭をいう。

(適用範囲)

第3条 寄付金のうち募金寄付金については、本規程のほか助成金取扱い規程（以下「助成金規程」という）をもって定めるところによる。

(一般寄付金の募集)

第4条 一般寄付金は、常時募集することができる。

2. 一般寄付金は、毎事業年度における合計額の30%以上の金額を本財団の当該年度の公益目的事業に使用する。
3. 前項の割合を変更しようとする場合、理事会の承認を要する。

(募金寄付金の募集)

第5条 募金寄付金は、助成金規程にもとづく助成申請が承認されたのち、本財団及び申請者が作成する、募集総額、募集期間、募集目的、資金用途その他必要な事項を説明した書面（以下「募金趣意書」という）にもとづいて広く一般から募集するものとする。

(指定寄付金の募集)

第6条 指定寄付金は募集にあたり、募集する総額及び1口の金額、募集方法、用途または寄付金の管理運用方法等（以下「募金方法」という）を指定する場合、理事会の決議に基づかなければならない。

(受入れの基準)

第7条 本財団は寄付金を次の各号により受入れる。

(1) 一般寄付金は、寄付者から本財団に寄付の申出があり、理事会がこれを承認した後に、前号同様本財団名義口座に振込まれることにより受入れる。

ただし、1件1千万円未満の寄付の申出については理事会の承認は不要とする。

(2) 募金寄付金は、募金趣意書による寄付募集に応募し本財団に寄付を申出した個人または団体（以下「寄付者」という）から本財団指定の本財団名義口座に振込まれることにより受入れる。

(3) (1)において寄付者が募金方法等に特段の条件（以下「指定条件」という）を付した場合、あるいは申出した寄付金額につき、理事会が修正を相当としたときは、寄付者がその修正に応じることを条件として受入れる。

(受入れの禁止)

第8条 暴力団等反社会的活動に従事する団体に所属すると認められる者又はそれらの者を構成員とする組織による寄付は受入れない。禁錮以上の刑に処せられて服役を終了等してから5年を経過しない者及びその者を構成員とする組織についても、同じとする。

2. 寄付者が、次のいずれか一つに該当しまたはそのおそれがあると当財団が認めた場合は、前項と同じとする。

(1) 国及び地方公共団体ならびに公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する者以外の個人または団体が、その寄付により特別の利益を受ける場合

(2) 寄付者がその寄付をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合

(3) 寄付金の受入れに起因して、本財団に著しい資金負担が生ずる場合または業務の遂行上支障が生じると認められる場合

(4) 前各号のほか、当財団が寄付を受け入れることが社会通念上不適当と認められる場合

3. 寄付金の受入れ後に前二項に該当することが判明したときは、その受入れは無効とし、本財団は寄付者にその旨通知し、受入額を返還する等適切な措置をとる。

(使途等の変更)

第9条 指定寄付金について本財団はあらかじめ寄付者の承諾を得た場合、次の各号の一つに該当するときは、理事会の議により、未使用寄付金の使途あるいは管理運用方法を変更し、適切な措置をとることができる。

① 指定条件がすべて達成され、または、達成できないことが明らかになったとき

② 指定条件の維持が本財団に不相当な負担を生じさせるおそれがあるとき

(一般寄付金の報告)

第10条 理事長は毎事業年度における1件1千万円未満の一般寄付金受入状況を理事会に報告する。

(情報公開)

第11条 本財団が受入れた寄付に関し、その額にかかわらず、公益社団法人および公益財団法人の認定に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、本財団の事務所に備え置き、閲覧に供するものとする。

(細則等の制定)

第12条 理事長は本規程の実施に関する細目について規則をもって定めることができる。

(改廃)

第13条 この規程は理事会の定めるところによる。

附 則

1. この規程は、令和4年5月27日から施行する。